

交流及び共同学習

交流及び共同学習の意義

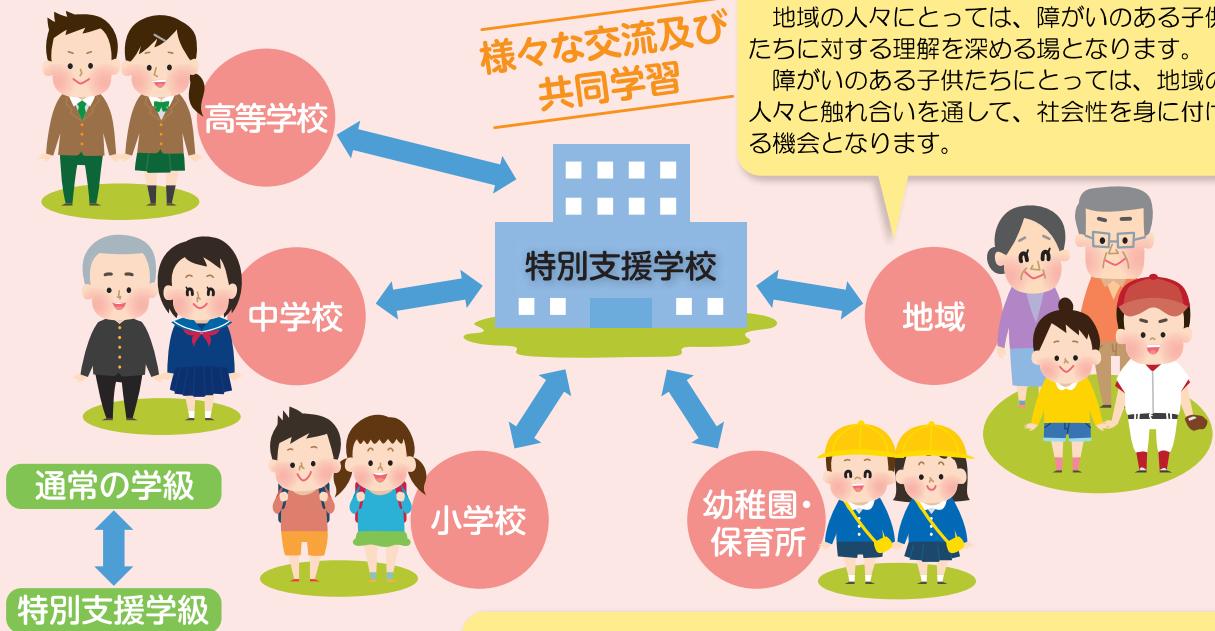
交流及び共同学習は、障がいのある子供にとって有意義であるばかりではなく、幼稚園・保育所、小・中学校、高等学校等の子供たちや地域の人々が、障がいのある子供とその教育に対する正しい理解と認識を深めるための絶好の機会です。

障がいのある
子供たちにとって
経験を広げて積極的な
態度を養い、社会性や
豊かな人間性を育みます。



障がいのない
子供たちにとって
相互理解を深め、
思いやりの心を
育てる機会となります。

交流及び共同学習の形態



小・中学校における 通常の学級と特別支援学級との 交流及び共同学習

特別支援学級の子供たちは、少人数での学習形態が多いため、同学年の友達など大きな集団での関係づくりが必要です。

教科等の学習や学校行事などを通して、一緒に授業を受けたり遊んだりすることが大切です。

学校間における交流及び共同学習

特別支援学校の子供たちは、学習や生活の範囲、社会経験を広げるために、小・中学校等との交流及び共同学習を積極的に行なうことが大切です。

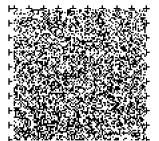
教科等の学習を行なう直接的な交流だけでなく、手紙の交換などの間接的な交流もあります。

●直接的な交流

- ①教科等の学習…国語、算数、生活、音楽、図工、体育、外國語活動、総合的な学習の時間、特別活動など
- ②日常生活…清掃、給食、休み時間など
- ③学校行事…学習発表会、音楽鑑賞会、マラソン大会など

●間接的な交流

- ・手紙や感想文の交換、学年便りや学級便りの交換など

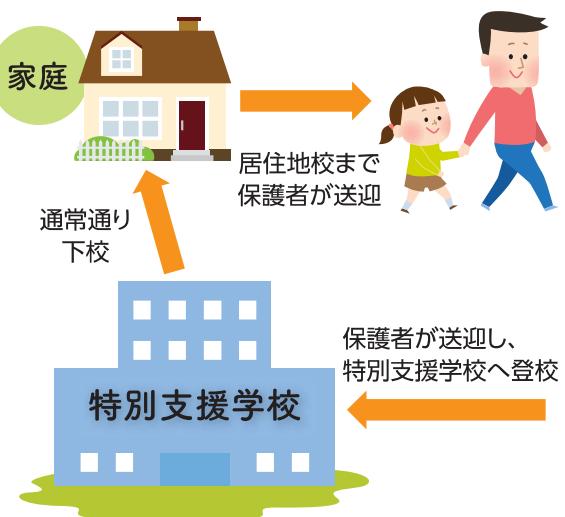


居住地における交流及び共同学習(居住地校交流)

交流及び共同学習の形態の一つに、特別支援学校に通う児童生徒が、授業の一環として自分の居住する地域の小・中学校等の学校行事に参加したり、一部の教科等の学習を共に行ったりする「居住地校交流」があります。福岡県では、「居住地校交流の手引」に基づき、居住地校交流を実施しています。

このような地域の子どもたち同士の交流などを通して、障がいのある子どもたちは、地域社会の中で積極的に活動することや、地域の一員として豊かに生きることができますための生活の基盤を形成することが求められています。また、障がいのない子どもたちは、地域社会の中で、共に助け合い支え合って生きていくことの大切さを学び、思いやりの心をはぐくむことが求められています。

●居住地校交流の一日の流れ(例)



居住地校 ※特別支援学校と居住地校の教員が協力して指導します。



居住地校交流に関するQ & A

Q. 居住地校交流を実施する手続きはどうすればよいですか？

- A. 対象となる子供の保護者が、在籍する県立特別支援学校に申し出ます。
県立特別支援学校は、保護者の意向を、市町村教育委員会を通じて居住地校に連絡します。



Q. 教育課程上の位置付けはどうなりますか？

- A. 在籍する県立特別支援学校の授業の一環として、教育課程上に位置付け実施します。指導のねらいを明確にした上で指導計画を作成するとともに、適切な評価を行います。



Q. 居住地校までの送迎や付き添いはどうなりますか？

- A. 居住地校交流を実施するには、保護者の協力が必要となります。居住地校までの送迎は保護者が行い、必要に応じて学習中の付き添いもお願いすることができます。



居住地校
交流実施の手引
福岡県教育委員会
ホームページに掲載

[お問い合わせ]
福岡県教育庁教育振興部 特別支援教育課
TEL 092-643-3914 FAX 092-643-3884
<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kouryu-tebiki-kaitei.html>

